

加西衛生センター長期包括運営委託業務仕様書

第1章 総則

本仕様書は、加西市（以下、「本市」という。）が発注する加西衛生センター長期包括運営委託業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

第1節 計画概要

本業務は、加西衛生センター（以下、「本施設」という）を改修・整備し、下水道に接続した後の施設運営を長期包括運営委託業務するものであり、民間の運営管理能力を活用し、より効率的な維持管理や適正処理を行うことを目的とする。

第2節 業務の名称

加西衛生センター長期包括運営委託業務

第3節 運営施設

1. 施設規模 45k1/日（生し尿 12k1/日、浄化槽汚泥 33k1/日）
2. 施設場所 兵庫県加西市鎮岩町 699-5 加西衛生センター
3. 処理方式 下水道放流方式（前処理+脱水+希釈放流方式）

第4節 委託期間

令和8年7月1日～令和18年6月30日（10年間）

第5節 委託業務の内容

本業務の内容については、「第2章 業務内容」に記載する内容とする。

第6節 費用の負担

本業務に伴う必要な経費の負担は次のとおりとする。

1. 本市が負担する経費（本業務範囲外）
 - ①本市管理事務所における通信費、空調設備維持管理及び交換費、事務所内備品、事務機器維持管理及び交換、室内清掃（一般清掃）
 - ②外部委託費等
 - a. 水槽内の清掃費（沈砂槽・受入槽は除く処理水槽）
 - b. 漏水防食対策工事費（受入貯留設備に係る水槽を除く）

- c. 自家用電気工作物保守管理委託費
- d. 警備保障委託費
- e. 火災保険加入費
- f. 近隣住民対策費
- g. 消防設備点検費

2. 受託者が負担する経費

①プラント機械・電気設備定期点検・整備費、修繕費、部品購入費

②ユーティリティ費

- a. 電気料金（本施設内のすべての電気料金）
- b. 水道料金
- c. ガス料金
- d. 薬品費（分析費用含む）
- e. 下水道使用料

③運転管理経費

- a. 運転員人件費（諸手当、保険等を含む）
- b. 公害測定等検査費（第三者機関）
 - ・水質分析費（1回／月：放流原水、希釈後の放流水の2検体）
測定項目：第2章第1節1-5 (1) 下水道放流水に示す項目
 - ・悪臭分析費（1回／年：敷地境界2地点、脱臭塔出口各1箇所）
測定項目：第2章第1節1-5 (4) 悪臭に示す項目
 - ・振動・騒音測定費（1回／年：敷地境界1地点）
測定項目：第2章第1節1-5 (2) 及び(3) に示す時間帯別項目
 - ・脱水汚泥含水率（1回／月：排出口）
 - ・脱水し渣含水率（1回／月：排出口）

④その他の経費

- a. 水槽内の清掃費（沈砂槽・受入槽）
- b. 樹木剪定、草刈り等場内環境整備費
- c. 美装費（床ワックス掛け、外部窓拭き等で本市管理事務所を含む）
- d. 通信費及び通信設備費（本市管理事務所分を除く）
- e. 事業所経費（本市事務所分は除く）
- f. 自主点検、分析計測費（計測器具費を含む）
- g. 維持管理に必要となる施設内備品類、場内小運搬に要する運搬用具及びそれらの維持補修経費

- h. 空調設備点検費（本市管理事務所分を除く）
- i. 安全衛生対策費
- j. 脱水し渣、沈砂の場外運搬費及び処分費
- k. 脱水汚泥の場外運搬・処分費

※基本負担区分表については、「別紙1」のとおり。

※本分担以外に費用負担が発生した場合には、双方協議の上、負担者を決定する。

第7節 業務上の遵守事項

受託者は、受託契約書、受託仕様書に基づき、適格な技術体制による本業務を遂行するため、次に掲げる事項を遵守し、運転管理を行わなければならない。

1. 中立性の保持

常に本市の代理者として中立性を保持し、厳正かつ公平に本業務にあたること。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、下記の関係法令、政令、条例、規則等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 騒音規制法
- (4) 振動規制法
- (5) 悪臭防止法
- (6) 労働基準法
- (7) 労働安全衛生法
- (8) 消防関係法
- (9) 下水道法
- (10) 兵庫県条例、加西市条例
- (11) その他関係する法令等

3. 秘密保持の義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、厳重に管理し、第三者に漏らしてはならない。但し、本市に事前に許可を得た事項については除く。

4. 禁止事項

受託者は正当な理由なくして本施設の一部または全部を故意に運転休止してはならない。但し、本市に事前に許可を得た事項については除く。

第8節 統括責任者

受託者は、本業務の実施に先立って統括責任者を定め、本市にとどけなければならない。また、統括責任者をもって秩序正しい業務を行わなければならない。

第9節 届出等

1. 受託者は、本業務の各年度の着手時に際し、本市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務履行計画書
- (3) 統括責任者届
- (4) 運転員名簿
- (5) 運転員取得資格一覧表
- (6) 組織票・緊急時連絡体制一覧表
- (7) 年度定期整備計画書
- (8) その他両者が協議して必要と認める書類

2. 受託者は、本業務の各年度の終了に際し、本市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 完了届（最終年度のみ）
- (2) 業務報告書（月間報告及び年間報告）
- (3) 整備実施報告書
- (4) 請求書（毎月）

第10節 事務所等の使用

受託者が業務遂行に必要な居室等ならびに建物内備品は本市の業務に支障のない範囲において、業務委託契約期間中は無償で使用できるものとするが、共用部分を含め、清掃等使用上の管理及び損傷等の弁償は、受託者が行うものとする。また、業務委託契約期間が満了したときは本市の立会いのうえ検査を受け、返還しなければならない。なお、本業務に必要な事務用品及び備品類等に不足が生じた場合は受託者が用意すること。

第11節 資料・備品の貸与

受託者が業務遂行に必要な施設完成図書、工具、水質試験器具等は本市が無償で貸与するが、備品台帳（予備品含む）を保管し、使用状況等を明らかにし、欠損、紛失が生じた場合は、受託者の負担において補充しなければならない。また、業務委託契約期間が満了したときは、受託貸与数量を揃え本市の検査を受けた上で原則として返却するものとする。

第12節 有資格者による作業

受託者は、下記の資格を有しているものを本施設に配置するとともに、関係法令に基づく有資格者の支持により十分注意をはらって従事させなければならない。

- (1) し尿処理施設技術管理者
- (2) 特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (4) 防火管理者
- (5) その他施設の運転管理等に必要な資格

第13節 業務の変更等

本市の都合により本業務の内容の一部を変更する場合は、両者協議の上で変更することとし、委託料及び業務期間についても別途協議して決定するものとする。本業務期間における契約基準価格及び数量の変動、社会情勢の変動が生じた場合の委託料の変更は以下の条件を基本とした「精算規定書」（契約時、協議のうえ定める。）により行う。

表中の最右欄の「見直し幅」に示す範囲を超えた場合、その超過分についてのみ精算協議対象とし、薬品類（使用量）については、以下で定める原単位（※注1）に搬入量を乗じた使用量を上限として精算協議対象とする。

対 象	基 準	基準値	見直し (変動)幅
電気料金（単価）	基本料金・使用料金	令和7年実績	±0%
電気料金（使用量）	使用量	令和7年実績	±0%
上下水道料金（単価）	基本料金・使用料金	令和7年実績	±0%
上下水道料金（使用量）	使用量	令和7年実績	±0%
薬品類（単価）	国内企業物価指数	令和7年度の 各月確報値	±1.5%
薬品類（使用量）	使用量	令和7年実績	±0%
	薬剤毎の原単位 (薬剤使用量/搬入量)	令和5年1月から令和7 年12月までの最高値	—
消耗備品費	受託者見積書	契約時における指標	加西市と受託者の協議
運転管理人件費	建築保全労務単価	令和7年2月発表 の単価	±0%

測定分析費	受託者見積書	契約時における指標	加西市と受託者の協議
補修工事費	受託者見積書	契約時における指標	加西市と受託者の協議
点検整備費	受託者見積書	契約時における指標	加西市と受託者の協議

注1) 薬剤毎の原単位

薬剤名	原単位(kg/k1)	薬剤名	原単位(kg/k1)
硫酸	2.01	苛性ソーダ	0.49
次亜塩素酸ソーダ	1.13	脱水助剤(イブイフロック)	0.28
脱水補助剤(エバグロース)	0.28	—	—

※上記に定めていない薬剤の場合は別途協議すること。

第14節 委託料の変更協議時期等

前項の表に示す協議時期は毎年度実施するものとし、委託料変更の協議時期は毎年6月頃を実施するものとする。変動の基準は前節表に示すとおりであるが、具体的な精算方法は本市と協議して決定する。

第15節 性能保証

受託者は委託期間中において第2章第1節1-3に示す運転条件において同1-4に記載する公害防止条件を満足しなければならない。

第16節 損害賠償

受託者が運転操作等において、故意または重大な過失により発生した火災・盗難・破損等により本市に損害を及ぼしたときは、法律相当上の立証範囲を限度として甲乙の加入する請負業者賠償責任保険で充当するものとする。また、保険の適用を受けない賠償については、協議とする。

第17節 契約の解除

1. 本市による契約解除に関する事項

本市は受託者に対し、以下の条件は生じた場合は本委託業務契約を解除できるものとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、自らの業務を遂行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 本委託業務契約締結後、業務着手時期に正当な理由なしで業務に着手しないとき。
- (3) 受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することが出来ないと認められるとき。

2. 受託者による契約解除に関する事項

受託者は本市に対し、以下の条件が生じた場合は本委託業務契約を解除できる。

- (1) 本市が所定のし尿を搬入しないとき。
- (2) 本市が契約に定めた委託料を支払わないとき。

第18節 委託料の支払

委託料は契約締結時に各年度の金額を決定し、決定した当該年度金額の1/2分の1に相当する金額を毎月支払うものとする。また、端数が出た場合については各年度の最終支払い月に調整し、支払うものとする。

第19節 市公共施設の脱炭素化への取組み

本市は、脱炭素先行地域の取組みにより、2030年度までに「電力消費に伴う温室効果ガス排出量を実質ゼロ」とする目標を掲げており、市内の脱炭素化に向けた取組みを加速化させるための地域基盤として、行政施策と連携し「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち加西」を推進することを目的とした地域エネルギー会社・(株)かさいスマートエナジーを令和6年12月に設立した。ついては、本施設内の電力使用について以下を遵守してください。

- ・(株)かさいスマートエナジーと電力契約を締結すること。
- ・2030年度末までに、本施設からの電力消費に伴う温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること。

第20節 業務の分担

本施設の性能にかかる技術的な対応は受託者の責任において業務を遂行するものとし、施設管理者として必要な地域住民への対応や行政上の事項については、本市の業務所掌とする。但し、不確定な事象については、双方協議の上、業務の分担を行う。

第21節 リスクの分担

本業務に係る基本リスクの種類、リスクの内容、リスク負担者の甲乙の区分は、「別紙2」のとおりのものである。但し、不確定な事象については、双方協議の上、業務上のリスク分担を行うものとする。

第22節 疑義

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、別途双方協議の上、契約時及び委託期間中において対応するものとする。

第2章 業務内容

第1節 運転管理業務

1. 本施設の運転委託

本施設の適正な維持管理を実施するため必要な運転員を確保し、本施設全般の運転を行うこと。

1-1 運転管理業務委託期間

令和8年7月1日～令和18年6月30日（10年間）

1-2 施設処理能力

し尿 : 12KL/日

浄化槽汚泥 : 33KL/日

計 : 45KL/日

1-3 委託処理量

本委託期間における年度別委託処理量（搬入量）の予測値は下表に示すとおりとする。

単位：kl/年

年度	し尿	浄化槽汚泥	計
令和8	2,068	8,261	10,329
令和9	1,980	8,148	10,128
令和10	1,897	8,036	9,933
令和11	1,817	7,926	9,743
令和12	1,740	7,818	9,558
令和13	1,667	7,711	9,378
令和14	1,597	7,605	9,202
令和15	1,529	7,501	9,030
令和16	1,465	7,398	8,863
令和17	1,403	7,297	8,700

1-4 運転条件

(1) 受入し尿等の性状

項目	し尿	浄化槽汚泥
pH	7.6	6.8
BOD	5,200mg/L	2,200mg/L
COD	3,400mg/L	2,900mg/L
浮遊物質（SS）	6,000mg/L	6,600mg/L

全窒素 (T-N)	1,900mg/L	490mg/L
全リン (T-P)	180mg/L	76mg/L
塩素イオン (Cl ⁻)	1,500mg/L	110mg/L

出典：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領

社団法人全国都市清掃会議

(2) 受入日時

月～金曜日の平日

午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分

(3) 処理設備

- ①受入貯留、前処理設備
- ②脱水設備
- ③希釈放流設備
- ④搬出設備
- ⑤脱臭設備
- ⑥取排水設備

1-5 公害防止条件

(1) 下水道放流水

ア. 放流量 設計値以下 (最大希釈倍率 6 倍以下)

イ. 放流水水質 (日間平均値)

P H : 5.8 ~ 8.6

B O D : 600 mg/L 以下

S S : 600 mg/L 以下

T-N : 240 mg/L 以下

T-P : 32 mg/L 以下

他、下水道排除基準を参照

ウ. 放流先

公共下水道施設へ放流 (公共下水道マンホール)

(2) 騒音

敷地境界線における騒音値は、以下のとおりとする。

昼 間 (8:00 - 20:00) : 65dB(A) 以下

朝・夕 (6:00 - 8:00, 20:00 - 22:00) : 55dB(A) 以下

夜 間 (22:00 - 6:00) : 45dB(A) 以下

(3) 振 動

敷地境界線における騒音値は、以下のとおりとする。

昼 間 (8 : 00 - 20 : 00)	: 65dB 以下
夜 間 (20 : 00 - 8 : 00)	: 60dB 以下

(4) 悪 臭

ア. 敷地境界線の地表における悪臭物質は、以下のとおりとする。

アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブタノール	0.9 ppm 以下
酢酸エチル	3 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
トルエン	10 ppm 以下
キシレン	1 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

イ. 脱臭装置排出口における悪臭物質は、以下のとおりとする。

排出口における特定悪臭 13 物質濃度が次式により求めた流量以下とする。

$$q = 0.108 \times He^3 \cdot Cm$$

ここで、q : 各悪臭物質の流量 (Nm³/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : (4)に記載する各悪臭物質の濃度 (ppm)

1-6 汚泥等の処分

(1) 沈砂、除砂

定期的に沈砂槽を引抜、清掃を行う。(外部委託)

(2) し渣含水率

含水率 60%以下に脱水し、場外搬出処分とする。

(3) 脱水汚泥含水率

含水率 80%以下に脱水し、場外搬出処分とする。

改修工事にて保証する含水率以下とする。

1-7 運転委託人員

本施設を適正に運転管理するために必要な資格を有する人員を含む人数とする。

1-8 運転委託作業内容

(1) 運転維持管理対象設備

①受入貯留設備

②脱水設備

③希釈放流設備

④搬出設備

⑤脱臭設備

⑥取排水設備

⑦電気設備及び計装設備

(2) 運転維持管理業務項目

①各設備の運転操作及び監視業務

②各設備作動状況と処理機能の確認・点検調整義務

③各計測機器作動状況と運転機能の確認・点検調整業務

④各単体機器及び器具類の日常点検・注油・分解・増締め・部品交換・小修理（点検設備は第2節に含む）

⑤電気・計装設備の日常保守点検業務

⑥薬品・油脂類等の調達・調合・充填・交換業務

⑦運転維持管理上必要な日常的測定分析業務及び計測業務

⑧各設備の定期点検整備（法定点検を含む）

⑨施設内外の清掃（槽内清掃を除く）

⑩害虫予防、樹木剪定、草刈り等場内場外環境整備（範囲別紙3-1～3-4を参照）

⑪各種記録・運転管理日誌、月報、年報等の作成・提出

- ⑫その他、施設の運転維持管理に関して必要な一切の業務
- ⑬災害時における対応
- ⑭作業時間外における異常警報・通報への対応
- ⑮側溝の清掃（範囲別紙3-3～3-4を参照）

1-9 緊急事態発生への対応

受託者は、特異天候・地震・重大故障・重大事故等の緊急事態の発生に備えて、常に適切な体制を整えておくこと。また、事故発生時においては施設の早期復旧及び環境保全に努め、結果をただちに本市へ報告し、本市の指示に基づき行動すること。この復旧に係わる費用負担については別途協議の上決定する

1-10 その他の委託内容

本市の連絡及び指示に基づき本施設の視察及び見学時には、受託者はその案内及び説明等の業務を行うこと。

2. 本施設に係る用役費等の負担

本施設に係る以下に示す運転経費の負担は受託者の負担とする。

(1) 薬品代

本施設に使用する薬品類等を調達し、その経費を負担する。尚、受託者は本市担当者が立会いの下で契約開始時の数量を確認・記録するとともに、運転管理委託期間満了時には同数量を以て返還するものとする。

(2) 機器消耗品・予備品・油脂類

本施設に使用する機器消耗品・予備品・油脂類等を調達し、その経費を負担する。改修整備工事において納入された機器消耗品・予備品・油脂類等を使用し、補充すること。

- ①油脂類（マシン類、グリス等）
- ②ベルト、パッキン類
- ③機器類予備品、消耗品
- ④その他の予備品、消耗品

3. その他本運転委託に関する諸条件

(1) 保険の加入

受託者は、本施設の運営に際し、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。
また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、本市の確認を得るものとする。

(2) 運転管理

受託者は、本施設の運転管理に際し、本仕様書に定めた「管理目標値」を満足するように努めること。なお、設定した管理目標値を越えた場合は直ちに本市に連絡するとともに、保証値を超えないよう対策を図ること。

第2節 点検・整備工事

1. 受託者は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の正常運転維持のため、必要に応じて機器類等の点検・整備・更新工事を行うとともに、以下に示す日常及び定期的な機器類等の点検・整備を実施すること。
 - (1) 日常点検及び定期点検は、各種機器の予防保全を目的として、外観・視覚及び聴覚等の五感による確認ならびに計器の値等により機器が正常に稼働しているかを確認するとともに、万一異常が発見された場合は適切な処置を講じるとともに本市に報告すること。
 - (2) 計測器の調整、注油、消耗部品の交換、補充、清掃及び塗装等、常に各種機器が正常に稼働するように整備を行い、必要に応じて保護装置の作動確認及び分解整備等を行うこと。
 - (3) 補修整備工事を実施する場合は事前に時期及び内容を本市に提出すること。
 - (4) 受託者は、本業務契約後の早期に本市と協議した後、本業務期間中における本施設の維持補修計画を策定し、本市に提出すること。

※本市が本業務期間中に予定している修繕計画は「別紙4」のとおり。

第3節 本業務の保証事項

本業務における保証事項を以下に示す。

1. 「第1節1-3委託処理量」及び「第1節1-4運転条件」を遵守し、し尿等を適正に処理すること。処理に著しい影響が及ぼされると想定される状況が生じた場合は、速やかに本市に報告するとともに協議すること。
2. 運転管理業務は、「第1節1-5公害防止条件」を満足すること。なお、適正な日常の運転管理を実施する間に管理目標値等を超えまたは超えると予想される恐れが生じることが予測された場合も速やかに本市に報告するとともに協議し、適切な処置を図るものとし、性能保証事項を十分満足した処理を継続して行うこと。

第4節 本業務完了時点の要求事項

本業務期間の終了時点における要求事項を以下に示す。

1. 本市が本仕様書に記載した業務を更に1年間継続して使用することに支障のない状態であること。ただし、事前に本業務終了後の補修整備計画を策定し、本市が認めた定期点検・定期補修に該当するものを除く。
2. 上記以外に本業務終了後1年間に、生じた機器類の故障等が発生した場合は受託者の負担により適切に補修設備を行うものとする。(本施設の稼働を延長する場合に限る)
3. 建物の主要構造部及び内外の仕上げ等に、大きな破損がない状態であることを確認し報告すること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)や天

変地異による損傷は除く。

4. 設備・装置機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
5. 設備・装置機器等が基本的な性能（容量、風量、温湿度、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
6. 本委託契約終了時の2年以上前に本市と継続使用等（契約の継続等）についての協議を行うものとする。